

平成25年11月14日

## 瀬戸信用金庫

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律

第7条第1項に規定する説明書類

- 第1 府令第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要
- 第2 府令第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要
- 第3 府令第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要
- 第4 府令第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

上記について以下のとおり定めましたので、その概要を公表いたします。

### 地域金融円滑化のための基本方針

瀬戸信用金庫は、地域の健全な事業を営む事業者および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

#### 1. 取り組み方針

地域の健全な事業を営む事業者および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

## 2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- (1) 態勢整備を図るため理事会等において本基本方針、金融円滑化管理方針および金融円滑化管理規程を策定、金融円滑化管理責任者を選任。
- (2) お客様へのきめ細かな経営改善支援を行うため本部の経営支援グループの機能強化を図り、各営業店には金融円滑化責任者と金融円滑化リーダーを配置。
- (3) お客様の事業価値を見極める能力（目利き力）を向上させる研修等を実施。

## 3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関からの借入れを行なっているお客様から貸付条件の変更等の申出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

なお、お客様からの貸付条件の変更等に関する苦情相談は、次の相談窓口をご利用ください。

瀬戸信用金庫 融資管理部 苦情相談窓口専用電話  
フリーダイヤル 0120-702-085（直通）

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額  
〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	11,445	42,788	66,023	91,457	115,867	143,541	166,914	187,989	211,008	236,483	263,619	286,175	313,487	339,465	339,493	339,493
うち、実行に係る貸付債権の額	6,847	35,793	59,772	83,656	109,656	135,390	159,424	178,139	200,089	223,832	249,414	271,815	300,335	324,672	328,935	328,935
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	8	297	536	653	1,180	1,550	2,513	4,983	5,884	6,228	6,666	7,196	7,604	7,659	7,659
うち、審査中の貸付債権の額	4,560	5,824	4,552	5,793	3,911	5,143	3,804	5,163	3,653	4,286	5,354	5,043	3,223	4,309	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	37	1,162	1,402	1,471	1,646	1,827	2,134	2,173	2,282	2,479	2,621	2,649	2,732	2,879	2,897	2,897

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数  
〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	602	2,579	4,385	6,075	8,020	9,924	11,709	13,352	15,140	17,005	18,944	20,620	22,561	24,462	24,465	24,465
うち、実行に係る貸付債権の数	361	2,116	3,944	5,626	7,517	9,337	11,124	12,719	14,485	16,246	18,129	19,826	21,766	23,545	23,848	23,848
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	4	29	48	64	82	122	163	208	236	259	281	319	347	352	352
うち、審査中の貸付債権の数	237	385	301	281	299	350	294	291	256	319	332	279	232	309	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	4	74	111	120	140	155	169	179	191	204	224	234	244	261	265	265

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額  
 (債務者が住宅資金借入者である場合)

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	142	779	993	1,499	1,753	2,091	2,372	2,668	2,951	3,202	3,345	3,689	3,940	4,167	4,178	4,178
うち、実行に係る貸付債権の額	0	382	549	927	1,173	1,502	1,755	2,008	2,241	2,506	2,628	2,924	3,131	3,275	3,391	3,391
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	45	147	222	259	273	273	295	315	315	315	315	347	369	369
うち、審査中の貸付債権の額	142	277	161	187	121	92	79	115	136	103	88	116	89	127	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	119	236	236	236	236	263	270	277	277	312	334	404	417	417	417

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数  
 (債務者が住宅資金借入者である場合)

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	13	67	88	118	139	165	190	210	233	254	266	289	308	325	326	326
うち、実行に係る貸付債権の数	0	31	48	73	90	113	138	154	175	193	204	225	241	253	260	260
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	8	14	20	23	26	26	27	29	29	29	29	31	33	33
うち、審査中の貸付債権の数	13	24	13	12	10	10	5	8	8	9	7	7	6	8	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	12	19	19	19	19	21	22	23	23	26	28	32	33	33	33